

社会福祉法人白鳩会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳩会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内において、報酬を支給することができるものとし、その額については、別表1に定める額とする。

- 2 前項の規定は、評議員選任・解任委員の報酬について、準用する。
- 3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び評議員選任・解任委員に対しては、この規程に基づく報酬は支給しないものとする。ただし、正規の勤務時間以外に開催される理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合は、非常勤役員に準じて報酬を支給する。
- 4 非常勤役員に対する報酬の額については、別表2に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、別に定める旅費規程に準じて支給することができる。

- 3 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3に定める額を支給することができる。ただし、公用車を利用して出席したときは、支給しない。

なお、県外に居住する役員、評議員及び評議員選任・解任委員については、別に定める旅費規程に準じて支給するものとする。

(報酬等支給の方法)

第5条 非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び前条第3項に定める費用弁償については、その都度支給する。

(報酬等支給の形態)

第6条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があったときは、本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給することができるものとする。

(その他)

第7条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会の日において、この法人の運営のための業務に当たったときは、報酬及び費用弁償は支給しないものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に細則で定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月10日より施行する。
- 2 平成19年4月1日施行の社会福祉法人白鳩会役員等旅費規程は、廃止する。

附 則

この改正は、令和５年７月１日から適用する。

別表１（第３条第１項及び第２項関係）

区 分	日 額
評議員会への出席	１０，０００円
上記の外、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円
評議員選任・解任委員会への出席	１０，０００円

別表２（第３条第２項関係）

区 分	日 額
理事会等会議への出席	１０，０００円
上記の外、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円

別表３（第４条第３項関係）

開催地	居住地	費用弁償	備 考
南大隅町 又は 鹿屋市	鹿屋市、肝属郡及び曽於郡	０円	
	上記以外の県内（離島を除く。）	５，５００円	船賃及び高速道路等 使用料を含む。
鹿児島市	鹿屋市、肝属郡及び曽於郡	５，５００円	船賃及び高速道路等 使用料を含む。
	上記以外の県内（離島を除く。）	０円	